

『家秘要録』『天変地妖記』の原本と成立について

水口 幹記

はじめに

中世陰陽道の実態を示す史料として、『家秘要録』『天変地妖記』（以下、両書とも記す）と称される書物がある。陰陽道は、以前は中国から伝来したと考えられていたが、研究の進展により現在その考えは否定され、陰陽の知識などを参照しながらも日本で独自に発展してきた呪術宗教であると考えられている¹。成立時期に関しては九世紀後半から十世紀初とされるが²、近年陰陽道概念に関して新たな議論が巻き起こってもいる³。ともあれ、日本の古代に発生した陰陽道は時代により形を変えながら、明治政府に接收されるまで続くことになる⁴。

本稿で対象とする『家秘要録』及び『天変地妖記』は、陰陽道家の安倍氏の後裔である土御門家に伝えられた中世期の勘文集（正確には勘文の草案、もしくは、写しが収められた勘文集。ただし、以下本稿では基本的に勘文と称す）である。勘文は、地震や天文変異など数多くの災異に対して作成されたもので、安倍氏のみならず同じく陰陽道家の賀茂氏が作成した勘文も含まれ、当時の陰陽道がどのような形で災異現象に関与していたかが明らかとなる非常に貴重な史料群である。また、勘文では複数の漢籍が引用参照され、中には、現存しない佚書も見られるなど、書物史としても

1 研究史については、水口幹記『『王朝時代の陰陽道』と陰陽道研究』（齋藤勳『王朝時代の陰陽道』、名著刊行会、2007年）参照。

2 山下克明「陰陽師再考」（同『平安時代の宗教文化と陰陽道』、岩田書院、1996年）。

3 細井浩志「陰陽道成立についての試論—呪禁師との関係と「初期陰陽道」概念について—」（吉川真司・倉本一宏共編『日本的時空間の形成』、思文閣出版、2017年）。

4 明治三年（1870）六月十日、暦道を大学管下とする命が出され、土御門所有の天球儀等の器物が東京大学星学局に移管され、同年閏十月十七日には、天社神道の禁止が命じられた。

貴重である。

そこで、本稿では、両書の影写本と、長らく行方知らずであった原本の基本情報を紹介すると共に、それらの成立の問題についても言及し、今後の研究の基礎を提供していきたい。

一、『家秘要録』『天変地妖記』の原本をめぐって

(1) 東京大学史料編纂所本と宮内庁書陵部本

『家秘要録』及び『天変地妖記』を中心的に扱った論考はさほど多くはない。古くは神田茂による『天変地妖記』に関する紹介文がある。神田は、実際に土御門家に足を運び、これらを実見していることが論考から明らかであり、神田こそが両書を世に紹介した人物であった⁵。その後、室町時代の政治と陰陽道との関係という観点から『天変地妖記』を取り上げた末柄豊⁶、天文道による古文の典拠として両書に注目した山下克明の論考⁷が発表された。そして、筆者は両書の引用書目（特に『天地瑞祥志』の中世における利用）に注目して、一覧表を作るなどして両書を紹介・展開した⁸。近年では、名和敏光が中世期の公卿近衛政家の日記『後法興院記』所収の勘文と『天変地妖記』所収の勘文とを比較検討している⁹。これらの研究は全て、東京大学史料編纂所所蔵の影写本と宮内庁書陵部所蔵の影写本によっている。そこで、まずは、両本について述べていきたい。

東京大学史料編纂所には、それぞれ『家秘要録』（架番号:3061-6-1~6）、

5 神田茂「土御門家の『天変地妖記』に就いて」（同『日本の天文気象史料』、あしかび書房、1947年）。以下、神田の説はこれによる。

6 末柄豊「応仁・文明の乱以後の室町幕府と陰陽道」（『東京大学史料編纂所研究紀要』6、1996年）。以下、末柄の説はこれによる。

7 山下克明「天文道の天文占とその典拠」（『古代文化史論攷』16、1997年）。

8 水口幹記「中世における『天地瑞祥志』の利用状況—『天変地妖記』と『家秘要録』の検討を中心に—」（同『日本古代漢籍受容の史的研究』、汲古書院、2005年）。

9 名和敏光『『後法興院記』所収勘文の佚文資料研究』（同編『東アジア思想・文化の基層構造—術数と『天地瑞祥志』—』、汲古書院、2019年）。

『天変地妖記』（架番号：3061-9）として登録され架蔵されている。その奥書には、「兵庫県西宮市甲子園口四ノ十九ノ八 土御門範忠氏所蔵（神田茂氏ヨリ転借） 昭和三十四年四月影写了」（『家秘要録』全冊同様）、「〔前略〕昭和三十四年三月影写了」（『天変地妖記』）とあり、土御門家が所蔵していた本を神田茂から転借し、『天変地妖記』『家秘要録』の順で、昭和三十四年（1959）に影写し終えたものだということがわかる。つまり、一時期、史料編纂所本の藍本が、土御門家から神田のもとに保管されていたことがうかがえる。神田の論文には、「古来天文道の家柄として伝つた土御門家は戦災前東京都四谷区大京町にあり、採訪当時の当主は子爵土御門熙光氏、昭和十八年六月採訪の天文学史料中最も貴重なるものと思われるものは、天変地妖記一冊及び家秘要録天変地妖之勘草六冊である」とあり、史料編纂所本作成の十六年前にすでにその存在を確認し、土御門家所蔵の文書の調査を行っていた。その際、一時神田が両書を預かり調査をしたのであろう。その間に、史料編纂所本が作成されたとみてよいであろう。

一方、宮内庁書陵部にも両書は架蔵されている。しかし、書名は『家秘要録』（函架番号：276-662）とだけあり、冊数も八冊となっている。書陵部本第一冊奥書に「右者以主（土）御門家本冊子本所書写也。昭和三十七年十二月。野口菊雄」とあり、以降第二冊に「三十七年十一月」（年月のみ記す。書写者は同じ）、第三冊「三十七年十一月」、第四冊「三十七年十一月」、第五冊「三十七年十月」、第六冊「三十七年十一月」、第七冊「三十七年十一月」、第八冊「三十八年一月」とあり、昭和三十七年（1962）十月から翌三十八年一月にかけて影写されたことがわかる。史料編纂所本作成に遅れること、三年余りであった。そのため、末柄は、史料編纂所本と書陵部本を別物に扱い、論を展開している。しかし、両者は完全なる別物ではなく、それぞれが対応する。以下に、表として対応関係を掲げておこう。なお、表中の「所収年代」とは、題簽紙に記された年代であるが、書陵部本第四冊（史料編纂所本第六冊）はかなり古い勘文も収載されており、整っ

	所収年代	書陵部本	史料編纂所本
1	永享五年（1433）～応仁二年（1468）	第一冊	第一冊
2	文安五年（1448）～文正元年（1466）	第二冊	第二冊
3	長享二年（1488）～永正九年（1512）	第三冊	天変地妖記
4	応永二十一年（1414）～天正十二年（1584）	第四冊	第六冊
5	天文十一年（1542）～永祿五年（1562）	第五冊	第三冊
6	永祿四年（1561）～天正十九年（1591）	第六冊	第四冊
7	天正十三年（1585）～慶長十三年（1608）	第七冊	第五冊
8		第一冊の紙背文書	なし

ていない印象を受ける冊である。

見てわかるとおり、両者では、冊の順序が異なっている。『家秘要録』第一冊・第二冊は両者とも同じだが、書陵部本の第三冊が史料編纂所本では『天変地妖記』と題されており、書陵部本第四冊以降（史料編纂所本第三冊以降）は順序が異なっている。また、書陵部本では第八冊として第一冊の紙背文書が別立てでまとめられているのに対し、史料編纂所本では、紙背文書は全てそれぞれの冊に付されている。すなわち、書陵部本では紙背文書に関しては第一冊のみを影写したのに対して、史料編纂所本は全ての紙背文書を影写していることがわかる。なお、現在、史料編纂所本は史料編纂所の HP 上で写真版が公開されており、確認することができる¹⁰。

そして、両者においては全体の配列のみならず、各冊の中でも相違する部分がある。以下、基準を書陵部本として述べていくが、第一冊では、一部配列が異なる箇所がある（A）。これは内容から判断すると、史料編纂所本のほうが順序としては正しいように思える。同様に、第三冊でも配列が異なる箇所がある（B）が、こちらは書陵部本のほうが内容として正しいと考えられる。また、第四冊には、史料編纂所本にはない一丁があり（C）、

10 URL : <http://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>（家秘要録）、
<http://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>（天変地妖記）。最終アクセス日、2019年10月8日。

史料編纂所本では勘文がまるごと一つ落ちていることになる。また、書陵部本には「この頁、2頁とつながる」（第二冊）といったメモが挟まっている箇所もあり、いつの段階か不明ではあるものの、何らかの校正・読解を行った形跡が残されている。その他、文字の異同やフリガナの有無など微細な相違が見られる箇所もあるが、虫損の示し方なども基本的に共通しており、両者は別系統の藍本によると見るよりは、同じ藍本を用いて影写したと考えるのが穏当であろう。

しかし、昭和三十年代に両所で影写された後、藍本とされた文書は行方がわからなくなっていた。昭和五十九年（1984）の『弘文荘敬愛書目Ⅱ』には、「土御門家記録〈天変地妖記等九種、永享一〉」として、「(一) 家秘要録天変地妖記、六冊」の他に、「(二) 家道要録、一冊 (三) 家秘要抄、一冊 (四) 彗星出現一件、一包 (五) 彗星出現一件、一包 (六) 陰陽道習学職札、三通 (七) 土御門家蔵書目録、一冊 (八) 土御門家旧邸宅図、一舗」が併せて二〇〇万円ですりに出されていたことが確認できる。これは、その後どこかに売却されたようなのだが、その売却先は不明であった。

(2) 國學院大學図書館本

ところが、近年、國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センターが編集・発行した『國學院大學図書館所蔵 中近世文書書籍目録』（2015年）に、「土御門家記録 写 九 ほかに近世文書二点」（所蔵番号：貴2208）が掲載されていることを知り、2019年5月に実見したところ、この史料が書陵部本と史料編纂所本の藍本であることが確認できた¹¹。そこで、本項目では、本目録及び実見した知見を基に以下に紹介していく。

「土御門家記録」は箱に文書類が収められており、その函上書きに、
陰陽守天文博士

11 本目録及び記載については、宮内庁書陵部の高田義人氏に教示賜った。記して謝意を表したい。

土御門家記録 天変地妖記等原本 九種
永享一慶長中 外

とある。収納箱の中には、本稿の主題である『家秘要録』のほかに、『家道要録』『家秘要抄』がそれぞれ一冊ある。また、嘉永六年癸丑の「彗星出現一件」、安政五年戊午の「彗星出現一件」、「掟」（小沼光易宛本職免許状）、「職札」（菊枝女宛土御門家職札）、「職札」（菊地山泉宛土御門家職札）など江戸期の陰陽道に関わる文書や「土御門家旧邸宅図」が含まれている。さらに、昭和十八年十一月四日作成の「土御門家蔵書目録」がある。これは、上掲した神田茂の土御門家探訪調査と同年であるため、神田が作成したものと考えてよいであろう。この蔵書目録には、

天変地妖記 〈凌犯記事多シ。表紙ニ永正三年十一月廿八日寅トアリ〉一冊
家秘要録 〈内容ハ天変地妖記ト同様〉六冊

とある。なお、近世文書に関しては、國學院大學図書館のデジタルライブラリーで一部写真版が掲載され、解題も付されている¹²。

國學院本の『家秘要録』は全七冊（『弘文荘敬愛書目Ⅱ』の六冊は誤り）で、第三冊が『天変地妖記』に相当する（上記目録では別書としているが、次に述べるように、第三冊に組み込んでいる）。表紙右隅に、「一」「二」・・・「七」と漢数字がサインペンらしきもので書かれている。図書館職員の方の話によると、購入時にはすでに記されていたようで、土御門家、もしくは、神田茂の調査時に付された可能性が考えられるが、この配列は書陵部本と同

12 URL ; <https://opac.kokugakuin.ac.jp/digital/menus/abcIndex.html#04>。
最終アクセス日、2019年10月8日。また、高見澤美紀「國學院大學図書館所蔵『土御門家記録』所収近世文書の解題と翻刻」（『國學院大學 校史・学術資産研究』10、2018年）がある。

じであることから、書陵部が影写したときには記されていたのかもしれない。史料編纂所本作成と書陵部本作成のわずかな間に記された可能性が考えられる。

法量等の形態については、以下の通りである（上掲『中近世文書書籍目録』による）。

	綴じ目	表紙色	表紙縦	表紙横	丁数
第一冊	四つ目綴	縹色	28.0cm	22.4cm	50
第二冊	四つ目綴	縹色	27.0cm	23.4cm	21
第三冊	四つ目綴	薄緑色	28.0cm	23.8cm	33
第四冊	四つ目綴	縹色	26.0cm	20.5cm	39
第五冊	四つ目綴	縹色	25.2cm	18.2cm	25
第六冊	四つ目綴	縹色	25.4cm	20.9cm	10
第七冊	四つ目綴	縹色	26.8cm	20.3cm	39

大きさは、第一冊から第三冊と、第四冊以降に分類することができるだろう。ただし、各紙は裏打ちがされており、実際の原本の法量は表記したものよりは小さくなる。冊子にする際に、裁断した箇所も確認できる。また、紙背文書が全冊にわたり確認できる。表面（『家秘要録』面）からも裏が透けて見えるが、史料編纂所本・書陵部本ともにそのようには影写しておらず、両者に見られる紙背文書（書陵部本第八冊、史料編纂所本各冊後半部）は、表面を影写した後に紙背を影写したものと考えられる。現在の裏打ちにより、紙背文書は読み取りにくくなっているため、両者は裏打ちする前に影写したのかもしれないが、確かなことはわからない。なお、一部紙背文書は翻刻がされており（第四冊）¹³、『家秘要録』作成に土御門家にわたった書状の反故紙を利用していたものがあることが確認できる。ほかに、第三冊（『天変地妖記』）のみ表紙の色が異なるのが、特徴的である。

13 堀越祐一「『土御門家記録』紙背文書の紹介」（『國學院大學 校史・学術資産研究』10、2018年）。以下、堀越の説はこれによる。

続いて、外題・内題について触れる。

	外題	内題
第一冊	家秘要録 天変地妖之勘草 (題簽)	—
第二冊	家秘要録 天変地妖之勘草 (題簽)	天変地妖勘文之留
第三冊	—	天変地妖記
第四冊	家秘要録 天変地妖之勘草 (題簽)	—
第五冊	家秘要録 天変地妖之勘草 (題簽)	天変地妖勘文之草留口なり
第六冊	家秘要録 天変地妖之勘草 (題簽)	密奏旧勘草
第七冊	家秘要録 天変地妖之勘草 (題簽)	—

外題は、第三冊以外は全て同じである。しかし、外題に使われている題簽紙が、『家道要録』『家秘要抄』と同じ紙を用いているようであり、いつ、なぜこの外題が付されたのかが問題となろう。一方、第三冊には外題がなく、また、上記したように表紙色が異なる。このことは、第三冊だけが、他の六冊とは異なるという意識があったことをうかがわせる。上掲した「土御門家蔵書目録」で、両者を分けて分類しているのはこのことによるのであろうし、史料編纂所本が両者を分けているのもこの分類によっけいよう。この点については、第三冊の内題のあり方と共に、後述する。

他に、前項目で (A) ～ (C) とした書陵部本と史料編纂所本の相違点であるが、國學院本に忠実なのは書陵部本である (ただし、(A) では途中に空半葉が書陵部本にはあるが、國學院本にはない)。特に、(C) は史料編纂所本が影写の際に一丁脱落していることが明らかとなった。

以上により、國學院本が原本であり、史料編纂所本と書陵部本とは國學院本を藍本とし影写したのだが、その過程で一部錯簡や誤脱が生じたことがわかった。決して、別系統の『家秘要録』『天変地妖記』が存在しているわけではないことが明らかとなっただろう。

二、『天変地妖記』『家秘要録』の成立について

本節では、両書の成立について考えてみたい。まず、全七冊（以下、國學院本を基準とする）は大きく二つに分けることができそうである。それは、第一冊から第三冊（内題に「天変地妖記」と記されている冊）と、第四冊から第七冊となる。その根拠となるのが、各勘文の署名者である。判明する限りで述べると、第一冊は「(賀茂) 在方、在貞、在盛、在通、在道」「(安倍) 有盛、有重、有世、有季、有淳、有宣」、第二冊は「(賀茂) 在盛、在貞」「(安倍) 有季、有仲」、第三冊は「(賀茂) 在重、在通、在基、在誠、在富」「(安倍) 有宣、有尚」とあるのに対して、第四冊は「(安倍) 久修、有春、有宣、有修、泰家、有尚、吉昌」「(賀茂) 在重、在通、保憲」、第五冊は「(安倍) 有春」、第六冊は「(安倍) 久修、有修、有春」「(賀茂) 在富」、第七冊は「(安倍) 久修」が署名者として登場する。

第一冊から第三冊は、安倍氏（土御門家。以下、基本的に安倍で統一）と賀茂氏（勘解由小路家。以下、基本的に賀茂で統一）が混在しているが、基本となっているのは賀茂氏である。というのも、安倍氏署名の勘文はしばしば「占文」とされ、その場合は詳細な引用書名が記されていないことが多い。これは、賀茂氏が参考のために安倍氏の勘文を入手し、それを写したものである可能性が考えられる。また、たとえば、第一冊の紙背文書には「正三位在盛謹言上、大原野浄瑠璃院關所問事」（寛正三年十二月の年紀を持つ）という文書を始め、在盛の名や、在盛が当主であった頃の年代の文書が含まれており、第一冊はこれらの文書の反故紙を利用して作成されていたことがわかる。他の二冊も同様であり、この三冊は賀茂家で作成された可能性が高いであろう¹⁴。

一方、第四冊以降は、ほとんどが安倍家の勘文である。第四冊は賀茂家

14 この三冊が賀茂氏に由来することは、すでに前掲6末柄論文、7山下論文、及び8拙稿で指摘している。

作成勘文も多いように見えるが、本冊は年代的にも幅広く、賀茂保憲の署名がある勘文のうち古いものは応和三年（963）の年紀を持つものであり、本冊は編纂時に何らかの形で古い勘文が混ざったと思われる。また、第六冊の賀茂在富は賀茂家正流最後の人物で、以降賀茂家は断絶し、賀茂家が担っていた奏暦の仕事は安倍家へと引き継がれた¹⁵のであり、在富作成の勘文が安倍家にすぐわたったのであろう。

以上のことから、第一冊から第三冊は賀茂家で作成されていた勘文が、恐らく賀茂家断絶にともない安倍家（土御門家）の手に渡り、以降、土御門家において伝存されたと考えることができる。前節で触れたように、第三冊までと第四冊以降で大きさが異なるのも、そもそも作成された場所が異なるためであると考えたと理解できるのではないだろうか。

では、『家秘要録』はいつどのような目的で作成されたと考えられるのであろうか。その鍵は、第三冊にある。前節で述べたように、第三冊だけ外題に「家秘要録」という書名は記されておらず、内題に「天変地妖記」とある。また、第三冊のみ表紙色も異なり、他の六冊とは扱いが異なっていることがわかる。また、末柄が指摘し詳細に検討しているが、第三冊は、勘文の宛所が詳細に記載されているのも特徴である。末柄は、宛所の検討から、「將軍権力の拡散とでもいうべき状況を想定」している。

そして、内題が記された紙は恐らく元々の表紙であったと思われるのだが、そこには題名以外にもさまざまな情報が記されている¹⁶。一部読めない部分もあるが、「長享二年」「永正二年」という年紀とともに、「永正三年閏十一月廿八日寅時^{〔九カ〕}」という詳細な年月日が記される。そして、「天変地妖記」と記された右側に、以下の文章が載る。

河内国將軍御動座正覺寺御在所中度々天変符合希代文句一々不相違者也

15 木場明志「曆道賀茂家断絶の事—永禄～文禄期 宮廷陰陽道の動向—」（村山修一他編『陰陽道叢書2 中世』、名著出版、1993年。初出は1985年）。

16 『國學院大學図書館所蔵 中近世文書書籍目録』（2015年）によるが、一部、私見により改めている。

まず、「長享二年」（1488）と「永正二年」（1505）の年紀について述べると、本冊の収載勘文はほぼ全てこの間に収まることがわかる。つまり、この年紀は本冊所収の勘文の年紀を示していると思われる（以下の表を参照）。表番号54のみがこの範囲からはずれるが、それについては後に触れる。このことから、「永正三年閏十一月廿八日寅時」は、これら勘文を集めて表紙を付け「天変地妖記」と題した際の日付とみてよいであろう。すなわち、「天変地妖記」は永正三年（1506）閏十一月にひとまずまとめられたと考えられるのである。

和暦	西暦	月	日	対象事象	署名者1	署名者2	
1	長享2	1488	1	28	地震	在重	在通
2	長享2	1488	1	28	流星	在重	在通
3	長享3	1489	2	5	昴星入月	在重	在通
4	長享3	1489	2	5	太白与歳星相犯	在重	在通
5	長享3	1489	2	5	昴星入月	在通	
6	長享3	1489	2	5	太白与歳星相犯	在通	
7	長享3	1489	5	2	填星犯入軒轅守女主星	在重	在通
8	長享3	1489	5	2	填星犯入軒轅守女主星	あき通	
9	長享3	1489	8	11	大地震	在重	在通
10	長享3	1489	8	11	大地震	あき通	
11	延徳2	1490	3		連日日月薄蝕	在重	在通
12	?		?	?	彗星		
13	延徳2	1490	閏8	12	熒惑犯輿鬼星	在重	在通
14	延徳2	1490	11	29	(彗星)	在重	在通
15	延徳3	1491	2	6	地震	在重	在通
16	延徳3	1491	4	2	熒惑守軒轅左民客	在重	在通
17	延徳3	1491	6	18	太白与歳星相犯	有宣	
18	延徳3	1491	6	21	太白与歳星相犯	在重	在通
19	延徳3	1491	6	30	熒惑守角宿	在重	在通
20	延徳3	1491	8	14	地震	在重	在通
21	延徳4	1492	1	25	鳴動	在重	在通
22	延徳4	1492	6	?	地震	在重	在通
23	延徳4	1492	6	12	月犯平道星	在重	在通
24	延徳4	1492	7	22	太白与辰星相犯	在重	在通
25	明応1	1492	9	15	熒惑入軒轅宮中犯女主星	在重	在通
26	明応2	1493	3	?	熒惑犯大微左執法上相星	在重	在通
27	明応2	1493	3	?	歳星犯輿鬼	在重	在通
28	明応2	1493	10	30	大地震	(在通)	
29	明応2	1493	10	30	大地震		
30	明応2	1493	10	30	大地震	有宣	
31	明応2	1493	12	5	熒惑填星太白三星合	在通	
32	?		?	?	熒惑填星太白三星合		
33	明応3	1494	2	24	流星	在通	
34	明応3	1494	2	24	流星		
35	明応3	1494	3	17	月薄蝕連日	在通	
36	明応3	1494	5	7	大地震	在通	
37	?		?	?	大地震		
38	明応3	1494	9	25	歳星与太白相犯	在通	
39	明応3	1494	10	10	熒惑犯大微東蕃上將星	在通	
40	明応4	1495	2	25	熒惑犯房上將星鉤鈴星	在通	
41	明応9		7	1	太白与水曜同宿		
42	文亀1	1501	4	23	雷鳴雨雹降	在通	在墓
43	文亀2	1502	7	24	月守心吞食太子星	在通	
44	文亀3	1503	9	27	歳星熒惑太白三星合	在通	
45	永正8		2	20	月薄蝕	在重	在通
46	永正1	1504	閏3	2	連日日月薄蝕	在通	
47	永正1	1504	閏3	2	日病色赤無光没西山	安倍朝臣有尚	安倍朝臣有宣
48	永正1	1504	4	14	歳星与填星相合	在通	
49	永正1	1504	6	26	太白歳星相犯	在通	
50	永正1	1504	8	6	填星入輿鬼	在通	
51	永正1	1504	8	7	大地震	在通	
52	永正2	1505	2	13	歳星与月合	在誠	在通
53	永正2	1505	9	26	月与太白合		
54	永正9	1512	7	20	歳星与月合	賀茂在富	賀茂在重

次に、「河内国將軍御動座正覚寺御在所中 度々天変符合希代文句一々不相違者也」という文章である。この中の「河内国將軍御動座正覚寺御在所中」とは、いわゆる「明応の政変」を指している¹⁷。明応の政変とは、明応二年（1493）、一大名である細川政元が日野富子や伊勢貞宗らとともに、当時將軍であった足利義材（後に名前を変え、義尹・義植ともいう）を將軍職から引きずり下ろし、第十一代將軍として足利義澄を擁立した政治的事件である。延徳二年（1490）、義材が第十代將軍に就任すると、翌年には諸大名を率い京都から近江国に出陣し、近江の大名である六角高頼を征伐した（明応元年）。そして、休む間もなく、明応二年には、畠山政長の願いを受け入れて、河内国の畠山基家征伐を決定し、義材は自ら諸大名を率い河内国へ入った。その際に本陣としたのが、正覚寺であった。しかし、その直後に明応の政変が起こり、義材は將軍職を逐われた。つまり、「河内国將軍御動座正覚寺御在所中」とは、まさにこの畠山基家征伐のこと、そしてその直後に起こった明応の政変のことを指すのである。そして、その直後に続く「度々天変符合希代文句一々不相違者也」は、実際に起こった天変と現実とが符合し、自分たちが作成した勘文の内容が間違いなかったことを誇る文言であるということがわかれる。

末柄により、明応の政変を境に、勘文の送付先が変化したことが明らかとなっている。政変直前は、義材とそれに近い人びとにのみ勘文を送付していたのに対し、政変が発生すると細川政元や日野富子（富子へは、仮名で記された勘文が送付されている）らへ勘文が送付されている。賀茂氏がその時々権力者の動向により、身の置き所を変えている姿が確認できよう。

ところで、先ほど触れたように、賀茂家は天変と自分たちの勘文が符合していることを誇っているわけだが、そもそも勘文は、複数の書物を引用

17 明応の政変については、前掲6末柄論文の他、山田邦明「戦国の争乱」(『岩波講座日本歴史』第9巻中世4、岩波書店、2015年)、山田康弘『中世武士選書33 足利義植』(戎光祥出版、2016年)を参照した。

しつつ、その占文を載せることによって成立しているものである。そのため、占文自体はいかようにも解釈することができるのであり、それが符合しているかどうかを判断するのは、勘文を受け取った側の判断ということになる。政変直前の勘文を見てみよう（表番号26・27）。

【26】 今月八日寅時、熒惑犯大微（左執法上相星、相去六寸所）

天文要録曰、五星犯大微当者、君臣有慎。

又云、熒惑守大微、諸侯三公謀其上、必有斬臣。

又云、火星犯大微者、大臣有憂、執法者慎之。

甘氏云、熒惑犯大微者、臣試其君也。

乙巳占曰、五星犯大微者、其国有変、臣天下驚。

明応二年三月 日 図書頭在重

正三位在通

【27】 今月十一日戌時、歳星犯輿鬼（相去六寸所）

天文要録云、歳星犯輿鬼、逆乱臣在城内。

又云、木星犯鬼、百姓勞兵革。

又云、歳星犯輿鬼、天下諸侯有両心、臣謀君天下不利。

又云、五星宿留輿鬼、大臣有疾病慎。

明応二年三月 日 図書頭在重

正三位在通

26は「御陣」（足利義材）、27は「河州御陣所」（足利義材）のもとへ届けられた。義材が正覚寺に入ったのが二月で、政変が起こるのが四月。まさにこの二通は、その間に賀茂家から將軍の元へ届けられた勘文であったのである。確かに、内容的には「諸侯三公謀_レ其上_一」「其国有_レ変、臣天下驚」「逆乱臣在_二城内_一」「天下諸侯有_二両心_一、臣謀_レ君天下不_レ利」などと、政変を暗示するかのような文言が見られる。しかし、このような文言

は勘文にはしばしば見られるものである。たとえば、9 (10) の大地震では「国有=陰謀-」という文言が見られる。しかもこの時代は、戦国期であり、大名たちの離合集散が繰り返されていた時期である。こうした文言は、何らかの形で符合する可能性は高いはずである。そのため、26・27は、偶然合致したと考えることもできよう。

しかし、重要なのは、賀茂家が「度々天変符合希代文句一々不相違者也」と認識していたことである。彼らにとって勘文の内容が実際の政治的動きと合致したとみることは、それは自家の能力の高さ、存在意義をアピールする絶好の機会でもある。「天変地妖記」は、そうした自家の実績を誇るために、当該期の勘文を集積し、宛所も同時に記録し、一書と成したものであると考えられるのである。そのときに「天変地妖記」という題名が付されたと考えてもよいであろう。

さて、長享二年から永正二年に含まれない54の勘文について付言しておく。54のみが上記年限に大きく外れ、永正九年(1512)のものである¹⁸。この勘文はどのように考えればよいのだろうか。54は53の空いたスペースから書き始め、そのあとの半葉で書き終わっている。また、文字も53までと54とは異筆であり、明らかに後に書き足されたものと見てよい。そして、内容も直前の52とほぼ同じである。このことから、永正九年に発生した天変(歳星与月合)に対して、以前の勘文を検索していたところ、本「天変地妖記」に載る52の勘文を見つけ、それをそのまま引き写す形で勘文を作成した。その際に、空いたスペースに54を書き足したのではないだろうか。

そして、54の署名者の一人が賀茂在富であることも示唆的である。在富は結果的に賀茂家断絶前最後の当主となった。在富が「天変地妖記」を検索し、勘文を作成した際、第一冊・第二冊にあたる部分の勘文も検索したはずである。両冊には「歳星与月合」は無く、結果「天変地妖記」を利用

18 45の永正八年は、永正元年の間違いであると考えられるため除外する。

したことになったのであろう。その際、第一冊・第二冊をまとめたとは考えられないだろうか。第二冊には「天変地妖勘文之留」という内題が残る。この「天変地妖」という用語は、「天変地妖記」から類推されて記された可能性はないだろうか。もちろん、この想定はあくまでも可能性に過ぎず、両冊が在富以前にまとめられていたとしても不思議ではない。いずれにせよ、第一冊から第三冊は、在富の頃までには、何らかの形でまとめられており、断絶後、土御門家にそれらがまとめて渡ったと、ひとまず考えておきたい。

続いて、第四冊から第七冊であるが、これらは安倍氏（土御門家）の手によってまとめられたことは間違いなかろう。第五冊から第七冊は、基本的にほぼ年代順にまとめられている。そのうち、第五冊の内題に「天変地妖勘文之草留口なり」、第六冊の内題に「密奏旧勘草」とあること、また、両冊の内題が異なることから、ある程度勘文が溜まった時点で、それぞれまとめたものと思われる。

そして、第七冊の署名者が、判明する限り安倍久修（1560-1625）のみであることに注意したい。久修は父有修から土御門家当主を引き継いだ戦国末期から江戸初期にかけての陰陽道家である。『家秘要録』全七冊中最も新しい勘文（慶長十三年 [1608]）が収載されているのが、この第七冊であり、その署名者も久修である。そのため、第七冊が最後にまとめられたと思われるのだが、その際、第四冊も同時に編纂されたのではないだろうか。というのも、第七冊を除くと第四冊だけが、久修署名の勘文を収載する一方、『家秘要録』収載中最古の勘文（応和三年（963）の賀茂保憲署名勘文）を含むなど雑多であり、これまでの冊に収載されていなかったものを古いものから編纂当時のものまで広く集めた感があるためである。さらに、その考えを補強するのが、第四冊の紙背文書である。堀越祐一の指摘によると、紙背にはおよそ三十五点の文書が認められ、そのうち判読可能かつ人名が確かな文書では、大半が久修宛の書状であり、久修から出された書状もある。そのため、久修関連の書状を反故とする第四冊は、早く

ても久修以降にまとめられたのであり、一方で勘文には久修以降の時代の署名者が見られないことから、久修の存命時、もしくは久修死去からほどなくしてまとめられたと考えられるのではないだろうか。

以上のことから、共に草案であることを示す内題を持たない第四冊・第七冊が同時期にまとめられ、その上で、第一冊・第二冊、第四冊から第七冊に表紙(前節で述べたようにこれらの表紙はみな同色である)を付け、「家秘要録 天変地妖之勘草」という外題を付して一書と成した、その際、土御門家に伝存していた『家道要録』『家秘要抄』に、同様に表紙を付け(『家秘要録』と同色・同紙であり、外題に使われている題簽紙も同じものと思われる)、書名を付してそれぞれ一書と成した、と考えられるのではないだろうか。確実な証拠があるわけではないが、本稿ではこのように考えておきたい。

そして、以上の推定を是とするならば、『家秘要録』は全六冊であり、『天変地妖記』とは別に作成されたものであり、両書を別物として管理している史料編纂所の分類方法が、元来のものであったとするのが妥当であろう。史料編纂所本が第四冊を第六冊に配しているのと併せ、一つの見識であろう。

おわりに

以上、『家秘要録』『天変地妖記』について述べてきた。これまで両書の原本の所在が不明であったことについて、原本が國學院大學図書館に蔵されていることを紹介できたことは有益であろう。また、國學院本と史料編纂所本・書陵部本との異同、及び成立・編纂の問題についても言及した。両書は上記で検討したこと以外に関しても多くの有益な情報が含まれている。たとえば、両書に収載されている勘文は、大半は勘文の写し(提出した勘文を賀茂家・安倍家で保存したもの)であると思われるのだが、中には勘文作成の際に草案を練っていたのではないかと思われる勘文(写して

はないもの)が残されている¹⁹。こうした問題について、一部は拙稿でも触れているが²⁰、まだまだ読み取れる情報は多くあるはずである。それは今後に期し、本稿を終えたい。

【附記1】本稿執筆に際して、國學院大學図書館、宮内庁書陵部、東京大学史料編纂所において貴重な資料を閲覧させていただいた。記して謝意を表したい。また、調査に同行し貴重な意見をくださった田中良明(大東文化大学)・洲脇武志(愛知県立大学)両氏にも併せて謝意を表したい。

【附記2】本稿は、科学研究費助成事業基盤研究(B)(一般)「前近代東アジアにおける術数文化の形成と伝播・展開に関する学際的研究」(課題番号:16H03466)及び、科学研究費助成事業基盤研究(C)(一般)「東アジアにおける天文占知識の形成と伝播」(課題番号:19K00063)による研究成果の一部である。

19 第五冊所収の天文十八年二月七日付けの地震勘文では、「瑞祥志」「内経」の文言が微妙に異なる二種の勘文がある。

20 前掲注8拙稿。